

平成11年2月1日

金融監督庁検査部審査業務課 様

農林水産省大豆官房協同組合検査部

金融検査マニュアル検討会「中間とりまとめ」に対する意見等について

このことについて、意見等を別添のとおり提出しますので、よろしくお取り計らい下さい。

「金融検査マニュアル検討会中間とりまとめ」に対する意見、質問等

番号	頁	行数	該当箇所	意見、質問等
1	4	8～11	次に、従来のように、不祥事件が生じていないかどうかといった結果に着目するのではなく、むしろ、そのような問題が生じないような内部管理・外部監査体制が確保されているか否かというプロセス・チェックに重点を置いた検査マニュアル等を目指すべきである。	左記部分の表現によれば、「不祥事件発生検証」を否定することにもなり、不適切と考える。並列に記述すべきであり、せめて、「・・・といった結果にのみ着目するのではなく、そのような問題が生じないような内部管理・外部監査体制が確保されているか否かというプロセス・チェックにも配慮した検査マニュアル等を策定すべきである。」といった表現にすべきではないかと考えるが、いかがか。
2	4	12～14	また、・・・ミニマム・スタンダードを中心としたマニュアル等ではなく、むしろ、先進的な金融機関を念頭に置いたベスト・プラクティスも積極的に採り入れたマニュアル等とすべきである。	左記部分の方針は決して否定されるものではないが、一方で、信金、信組、労金、農協等系統金融機関に対する特性配慮事項も必要である。
3	5	5～7以降	しかし、だからといって、リスクを最小化すればよいというわけではない。リスクの分散は金融機関の本源的な機能の一つであり、金融機関の役割は、適切なリスク管理を行いながら、必要なリスクテイクを行っていくことこそにある。	農協等系統金融機関においては、特定多数のメンバーシップの下に、組合員、会員等に対して必要な資金を供給し、余資を運用しているにすぎない。すなわち、リスクは最小限にすべきとの基本方針があるため、「金融機関の役割は、・・・必要なリスクテイクを行っていくことこそにある」との一方的な断定はいかがか。
4	11以降		「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」について	左記チェックリストにおいて、その項目に、立入検査実施時に違法行為が発覚した場合の対処方法が記されていないが、当該対処方法について記述すべきではないか。また、具体的チェック項目も例示すべきと考える。
5	16	22～24	(5) 特定の職員を長期間にわたり同一業務に従事させないように、適切な人事ローテーションを実施していなければならない。	左記事項の対象は、すべての職員か、不祥事件等の発生が懸念される部署のみかが不明。また、p83の7行目「なお、職員を長期間にわたり同一業務に従事させることのないよう、ローテーションを確保していることが望ましい」と不整合となっているが、いかがか。
6	27	19～20	(5)・・・また、同一の検査職員が連続して同一店舗等の検査に従事することを回避している必要がある。	左記事項については、前回検査指摘に対する確認・検証において連続して検査するメリットがあり、一概に結論付けることは不適切と考えるが、いかがか。
7	28	6	また、各国の事情に応じた外部監査を実施している必要がある。	左記部分の具体的検証事項について例示願いたい。

番号	頁	行数	該 当 箇 所	意 見 、 質 問 等
8	41	14~18	「信用格付け」について	「信用格付け」については、各金融機関ごとに任意設定するということか、又は規範例示されるのか、御教示願います。
9	全般			農協等系統金融機関は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」の対象になっていないことから、同法を基本として独自にルールを定めてよいのか。
10	44	15~16	① 優良保証等 イ 公的信用保証機構、金融機関の保証、・・・等保証履行の確実性が極めて高い保証をいう。	平成9年3月の大蔵省金融検査部長通達においては、「金融機関が設立した信用保証会社の保証等」があり、農林水産系統金融機関等で設立している信用保証会社は、保証履行の確実性が極めて高いと考えられるため、例えば、「及び金融機関等が共同して設立した正常な信用保証会社の保証等」を挿入されたい。
11	46	7~8	実質破綻先及び破綻先における「Ⅲ分類」の判断について	平成9年3月の大蔵省金融検査部長通達においては、「保証による回収の見込みが不確実な部分」をⅢ分類としていたが、今回、これが削除されている理由を御教示下さい。
12	46	12~22	(8) 外国政府等に対する債権 ① 元本又は利息の支払いが1月以上延滞していること。 ② 決算期末前5年以内に、債務返済の繰延べ、・・・ ③ 債務返済の繰延べ等の要請を受け、契約締結に至らないまま1月以上経過していること。	左記下線部の期間設定の論拠を御教示下さい。
13	47	1~2	② 要管理債権とは、要注意先に対する債権のうち、「3月以上延滞債権（元金又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している貸出債権）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の債権又は支援を図り、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権）」である。	① 左記下線部の期間設定の論拠を御教示下さい。 また、「3月未満の延滞」等で危険性の高いものの取扱いが不明であり、併せて御教示下さい。 ② 農林水産系の振興のため、制度資金に基づいて貸出条件を緩和している債権があるが、このようなものについて、要綱・要領どおりの運用、弁済等がなされている場合、「要管理債権」とすることは、その趣旨・目的から不可。（p61~62において同様）
14	48	17~18	② 株式の分類方法 ・・・又は金融機関等の優良保証が付されている場合は、非分類とし、・・・損失発生のおそれのある株式は、 <u>損失見込額をⅣ分類とする。</u>	① 平成9年3月の大蔵省金融検査部長通達から「金融機関等の優良保証が付されている場合」が新たに追加された理由を御教示願いたい。また、これは、具体的にはどのようなものか併せて御教示下さい。 ② 左記下線部については、平成9年3月の大蔵省金融検査部長通達では、「株式の発行会社の資産状態が著しく悪化し、相当期間内に回復すると認められる場合を除き、純資産の減少に応じて、帳簿価額の減額を行う必要があると認められる場合は、当該減額相当額をⅣ分類とする」とされていましたが、左記のように変更した理由を御教示下さい。

番号	頁	行数	該当箇所	意見、質問等
15	49	15～19	(2) 動産・不動産 ただし、・・・著しく下回っている場合は、・・・処分可能見込額と帳簿額の差額をIV分類とする。	平成9年3月の大蔵省金融検査部長通達においては、「毀損の危険性の度合に応じて、Ⅲ分類又はⅣ分類とする」とあったが、今回変更した理由を御教示下さい。
16	51	22～24	② 決算期末日以降の後発事象については、上記2の抽出基準により一定基準に該当するものの抽出を求め、その内容を精査の上、当該決算期に反映しているかどうかを検証する。	決算期末日以降の後発事象について、通って前期末決算に反映するという意味か。また、反映しているか否かを検証するための「適用対象期間」について併せて御教示願います。 なお、「・・・」を精査の上、当該事象が出現していることを承知し得る状況にあった場合、当該決算期に反映しているかどうかを検証する。」ということではないかと考えるが、いかがか。
17	53	14～16	ロ. 要注先 具体的には、業種等により異なるものの、原則として黒字化する期間が5年以内となっており、かつ、売上高等及び当期利益が事業計画に比して7割以上確保されている債務者をいう。	左記下線部の期間・割合の設定論拠について御教示下さい。
18	53	35～36	ハ. 破綻懸念先 (イ) 実質債務超過の状態を解消するために、原則として今後2年超の期間を要する場合は、「業種が著しく低調」であると判断し、債務者区分の検討を行うものとする。	① 左記下線部の期間設定の論拠を御教示下さい。農林水産業については、収穫が1年1作や、相当期間を要するものも多いことから、債務超過の状態を2年で脱却できないものもあると考えられるため、一律に判断すべきではないと思うが、いかがか。 ② また、「2年以下の延滞」等で危険性の高いものについての取扱いが不明であり、御教示下さい。
19	53p42～54p5		A. 経営改善計画等の計画期間が原則として5年以内であり、かつ、計画の実現可能性が高いこと（業種等の実態に応じて判断するものとする。） ただし、経営改善計画等の計画期間が5年を超え10年以内となっている場合で、経営改善計画の策定後、経営改善計画の進捗状況が概ね計画どおり（売上高等及び当期利益が事業計画に比して8割以上確保されていること）であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められる場合を含む。	① 左記下線部の期間・割合の設定論拠を御教示下さい。なお、農林水産業においては、経営改善資金（制度資金）の融資期間との関係もあり、経営改善計画が10年を超える場合があり、そのようなものを左記基準により「破綻懸念先」と定済することは困難。 ② また、「8割以上」については、創業赤字の場合は「7割以上」とされており、それとの違いについても御教示下さい。
20	54	10～12	ただし、被検査金融機関が単独で支援を行うことが可能な場合又は複数の取引金融機関等（被検査金融機関を含む）が支援を行うことが可能な場合は、当該支援金融機関等の取締役会の承認が文書により確認できれば足りるものとする。	① この場合、当該支援金融機関等の融資シェアは勘案する必要はないのか御教示下さい。 ② また、実行上、他の金融機関の経営判断（取締役会決定）を文書により確認することができるのか。

番号	頁	行数	取 当 箇 所	意 見 、 質 問 等
21	54	16~19	D. 金融機関等の支援の内容が、金利減免、融資残高維持にとどまり、債権放棄、現金贈与などの債務者へ対する資金提供を伴うものではないこと。	① 金融機関等の支援内容に、制度資金に基づく利子補給や国・地方公共団体の負担金等を加えるべきである。 ② また、例えば、親会社が連結子会社に対する支援を行っており、親会社の財務状況が良好である場合には、親会社の信用力と支援意志を勘案することも必要と考えるが、いかがか。 ③ さらに、次のようなことも想定され、一律に「債権放棄、現金贈与等の資金提供を伴っているもの」を破産懸念先とすべきか疑問がある。 ア. 例えば、債務者のメイン銀行等が十分な支援体力を有し、当該債務者の経営改善計画に基づき再建を図る場合。 イ. 資金提供が、金利減免、残高維持に比べ短時間で再建できるとの経営判断で実行される場合。
22	54	26~28	二. 実質破綻先 A. 経営改善計画等の進捗状況が計画を大幅に下回っており（売上高等及び当期利益が事業計画に比して5割未満の実績）、今後も急激な業績の回復が見込めない場合	① 左記下線部の割合設定の論拠を御教示下さい。また、「5割以上」であっても、計画達成が危惧される場合の対応についても併せて御教示下さい。 ② また、「急激な業績の回復」とは、具体的にはどのようなものか、定量的に御教示願いたい。
23	54	32~33	(ロ)「実質的に長期間延滞している」とは、実質的に6か月以上延滞しており、一過性の延滞とは認められないものをいう。	左記下線部の期間設定の論拠を御教示下さい。なお、農林水産業の場合、1年1作等であって、自然災害等により収入が得られず、償還が6か月を超える場合がある。この場合、「一過性の延滞」と判断してよいと考えるが、いかがか。
24	55p35~56p6		(ロ) 処分可能見込額 (不動産担保) 土地 評価額の70% 建物 評価額の70% (有価証券担保) 国債 評価額の95% 政府保証債 評価額の95% 上場株式 評価額の70% その他の債券 評価額の85%	① 左記下線部の割合設定の論拠を御教示下さい。 ② これによれば、受益証券については、評価額の85%は非分類ないしⅡ分類、15%がⅢないしⅣ分類と解してよろしいか。
25	56	22~24	⑤ 保証等による調整の検討 なお、自己資本比率規制上のリスクアセットを意図的に削減するために行われる保証等及び決算・期末日における不良債権額を意図的に減少するために行われる保証等で、	左記下線部の「判断及び認定の具体的な基準」を御教示願いたい。

番号	頁	行数	該当箇所	意見質問等
26	57	16~17	⑥ 分類対象外債券 (a) 「特定の返済財源により近く入金が見込まれる」とは、概ね1か月以内に貸出金が回収されることが関係書類で確認できる場合をいう。	① 左記下線部の期間設定の論拠を御教示下さい。 また、「概ね」の許容範囲についても併せて御教示願いたい。 ② なお、農林水産業は収穫時期等があるため、このような月数で結論付けることは不適当。
27	59p11~60p2 60p18~20		二、実質破綻先、ホ、破綻先 ……、Ⅲ分類とされるものは、「優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額」以外にはないことに留意する。	このような結論に至った根拠を具体的に御教示下さい。なお、平成9年3月の大蔵省金融検査部長通達においては、「保証による回収の見込みが不確実な部分」もⅢ分類となっていると承知。
28	60	4~7	(i) 「保証により回収が可能と認められる部分」とは、保証人の資産又は保証能力を調査すれば回収が確実と見込まれる部分であり、保証人の資産又は保証能力の確認が未了で保証による回収が不確実な場合は、当該保証により保全されていないものとして、当該部分をⅣ分類としなければならない。	保証人の資産又は保証能力の確認が未了であることをもって「保全されていないものとしてⅣ分類」とすることは、例えば遊粉飾(損失金の水増し)に利用される可能性もあると考えるが、いかがか。
29	60	24~25	(ii) 「清算配当等により回収が可能と認められる部分」とは、 ①清算人等から清算配当等の通知があった場合の清算配当等の通知があった日から5年以内の返済見込み部分、……	左記下線部の期間設定の論拠を御教示下さい。なお、清算配当期間が5年を超える場合の取扱いについて、併せて御教示願いたい。
30	60	35~37	(iii) なお、更正計画の認可決定が行われた日から5年を経過し、更正計画等の進捗状況が概ね計画どおりで推移している場合(売上高等及び当期利益が更正計画等に比して8割以上確保されている場合)は、……	左記下線部の期間及び割合の設定論拠を御教示下さい。
31	61	11~12	⑦ 貸出金に準ずる未収利息の分類方法の検証 貸出金に準ずる未収利息のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する未収利息は、資産計上することは適当でないで、資産不計上となっているかどうかを確認する。	このような結論に至った論拠を御教示願いたい。なお、破綻懸念先となる者であっても、延滞していない貸出金に係る未収利息(後述上、未収不計上基準に該当しない貸出金)については、資産不計上の理由がないと考えるが、いかがか。
32	61	36~38	(注) 実質的な延滞債権となっているかどうかは、返済期日近くに実行された貸出の資金使途が元金又は利息の返済財源となっていないかを裏書きの確認及び当該貸出の資金トレースを行うなどの方法により確認する。	実際の耐用年数に比べ制度資金の貸出期間が短く、折返し貸出が必要となる場合、また、制度資金で既往貸出金の乗換えを行う(再建資金を含む)場合について、約定どおりの元利償還が履行されているときには、左記の「返済財源」に該当しないと考えるよろしいか、御教示下さい。

番号	頁	行数	取 扱 箇 所	意 見 、 質 問 等
33	62	39~40	ロ、証券取引所上場株式の評価方法を原価法としている場合は、商法上の強制評価減を行う場合の基準が合理的であるかを検証する。具体的には、少なくとも上場株式の時価が簿価に比べ50%を超えて下落しており、かつ、以下のいずれかに該当する場合には、株価の回復可能性はないものとし、時価と簿価の差額相当部分がIV分類とされているかを検証する。	① 左記下線部の割合の設定論拠を御教示下さい。 ② また、株式及び受益証券について、50%以下の評価損が出ている場合には、どのように分類するのかを御教示願いたい。 ③ さらに、受益証券の構成有価証券が非上場である場合や、基準価格等の公表価格が存在しないものについては、どのように取り扱うのかについて、御教示願いたい。
	63	14~18	④ 証券投資信託の受益証券 証券投資信託の受益証券については、基準価格等の公表価格があるものは上記②のロに準じて分類するものとする。 なお、証券投資信託の受益証券のうち、その構成する有価証券が証券取引所上場株式である場合は、当該証券投資信託の受益証券について、上場株式上記②のロに準じて分類するものとする。	
34	63	30~32	② 動産・不動産 所有動産・不動産の処分可能見込額が帳簿額を著しく下回っている（処分可能見込額が帳簿額を50%以上下回っている）場合には、帳簿額と処分可能見込額の差額相当部分がIV分類とされているかを検証する。	① 左記下線部の割合の設定論拠を御教示下さい。 ② また、株式の場合、IV分類とするのは「時価と簿価の差額相当部分」となっており、これとの整合性はどうかになっているのか。
35	63	36~37	③ ゴルフ会員権また、債務者区分が実質破綻先及び破綻先である債務者が発行したゴルフ会員権がIV分類とされているかを検証する。	p49においては、「施設の利用が可能なのはⅢ分類」としているが、これとの整合性はどのようにになっているのか、御教示願いたい。
36	68	14~15 23~24	① 正常先に対する債権に係る貸倒引当金 正常先に対する債権に係る貸倒引当金については、少なくとも今後1年間の予想損失額を貸倒引当金として計上しなければならない。 ② 要注意先に対する債権に係る貸倒引当金 要注意先に対する債権に係る貸倒引当金については、要注意先に対する債権の平均残高又は今後3年間の予想損失額を貸倒引当金として計上しなければならない。	左記下線部のように、債務者区分で期間に差を設けること、また、要注意先に対する貸倒引当金算定方式について、その論拠を御教示下さい。
37	68	19及び 36	、予想損失率を求め、これに必要な修正を行い、予想損失額を算定しなければならない。	左記下線部について、具体的にはどのようなことを行うのか御教示下さい。

番号	頁	行数	該当箇所	意見、質問等
38	70	16~18	(2) 特定債務者支援引当金に関する基準 経済的困難に陥った債務者の債権・支援を図るため、債権放棄、現金贈与等の方法による支援を行っている場合において、当該支援に伴い発生が見込まれる損失見込額を算定し、当該損失見込額に相当する額を特定債務者支援引当金として計上しなければならない。	「現金贈与等の方法による支援を行っている場合において、・・・特定債務者支援引当金として計上しなければならない。」とあるが、農林水産業に対しては、制度資金に基づく利子補給や国・地方公共団体の負担金等があるため、一概にこの規定を適用することは不適当と考える。
39	70	19~25	(2) 特定債務者支援引当金に関する基準 被検査金融機関の連結対象子会社の支援に伴う損失見込額の算定に当たっては、・・・被検査金融機関の債権・引当額の算定と同様の方法により、当該子会社の既取償・引当額の算定を行い、当該既取償・引当額を支援に伴う損失見込額として計上しなければならない。	当該子会社に対する貸出金について、p62では、他の金融機関が一般事業法人と同様に引き当てることとなっているので、同一の会社に対して、二重の引当てを行うことになるおそれはないか。
40	73	35~36	(*) 異常値控除の検証 特定先に対する損失額を異常値として、貸倒実績率から控除している場合には、控除することに合理的な根拠があるかを検証する。	左記「異常値」の対象となる債権は、具体的にはどのようなものか、また、どの程度であれば「異常値控除」が認められるのか、御教示願いたい。
41	75	7~8	イ、破綻懸念先に対する債権 (4) 区分別額に倒産率を乗じた額を予想損失額として個別貸倒引当金として計上する方法	左記下線部について、p69では「予想損失率」としているが、整合性はいかがか。
42	75	12~13	(注) キャッシュフローによる回収額は、個別債務者ごとに、税引き前利益により今後5年間で回収が確実と見込まれる部分である。	左記下線部の期間設定の論拠を御教示願いたい。
43	106	8~	取締役は、全ての業務に事務リスクが所在していることを理解し、事務リスクを軽減することの重要性を認識していなければならない。	左記事項については、流動性リスクでは取締役会 (p101)、市場関連リスクでは明定なし、リスク管理態勢では代表取締役 (p22)、信用リスク管理態勢では取締役と、「理解する」段階が区々となっているが、これらの整合性について御教示下さい。
44	107	8~10	代表取締役に対して、検査結果、その他必要な事項を定期的に報告していなければならない。	下線部について、「チェック項目」欄では、「取締役会及び管理者」となっており、どちらが正しいのか。なお、同ページ3の(2)の④及びp114のⅡの2の④では「代表取締役」となっているが、これらとの整合性について御教示願いたい。
45	108	2	(1)① 事務規定等を整備する部署を明確化していなければならない。	「事務規定」とは具体的にどのようなものか、例えば、職務権限規定か、事務手続規定等を総称するのか。

番号	頁	行数	該当箇所	意見、質問等
46	111	8	④ 現金・通帳・振込などの長期預り	「長期」とは具体的にどの程度の期間を意味しているのか御教示下さい。
47	114	24～28	①及び②	この場合のリスク把握の主体について御教示願いたい。